

# 秋田市

## 国際交流マスタープラン2011

—— ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし ——



平成23年3月 秋田市

近年、情報通信技術の進歩により、個人が自由に世界の人々から情報を得たり、発信したりすることが可能となっています。また、航空、船舶等による交通・物流網の充実により、人や物が日常的に、国境を越えて地球規模で移動する時代を迎えています。

私たちはこのような日常を当たり前のように過ごしていますが、情報、人、物の交流が自由にできるのは、何よりも平和のおかげと言えます。1945年に迎えた第二次世界大戦の終戦から今年で66年が経ちますが、戦争の惨禍の記憶が遠ざかる一方で、私たちは平和の大切さを忘れてはなりません。

終戦の年に制定されたユネスコ（国際連合教育文化機関）憲章の前文にはこのようにあります。

「戦争は人の心の中に始まるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かねばならない。お互いの風習や生活に対する無知は、人類の歴史を通じて世界の人々の間に疑念と不審を起こした共通の原因であり、人々の違いから生じた疑念と不審があまりにもしばしば戦争を引き起こした。※」

#### ※英語原文

**“That since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed;**

**That ignorance of each other's ways and lives has been a common cause, throughout the history of mankind, of that suspicion and mistrust between the peoples of the world through which their differences have all too often broken into war;”**

(ユネスコの公式言語は、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語。)

人の心の中に平和のとりでを築くためには、文化と平和の教育を欠かすことはできません。すべての人がお互いに関心を持ち、助け合いながら、国際交流により異文化を理解し、平和教育により戦禍の歴史を語り継ぐのです。

このような考えのもと、本市では、友好姉妹都市等との交流や、平和意識の醸成、地域に根ざした多文化共生、市民による主体的な国際交流、また経済の分野でも国際的な交流を進めています。

「秋田市国際交流マスタープラン2011」は、本市の国際交流施策の指針として策定しました。

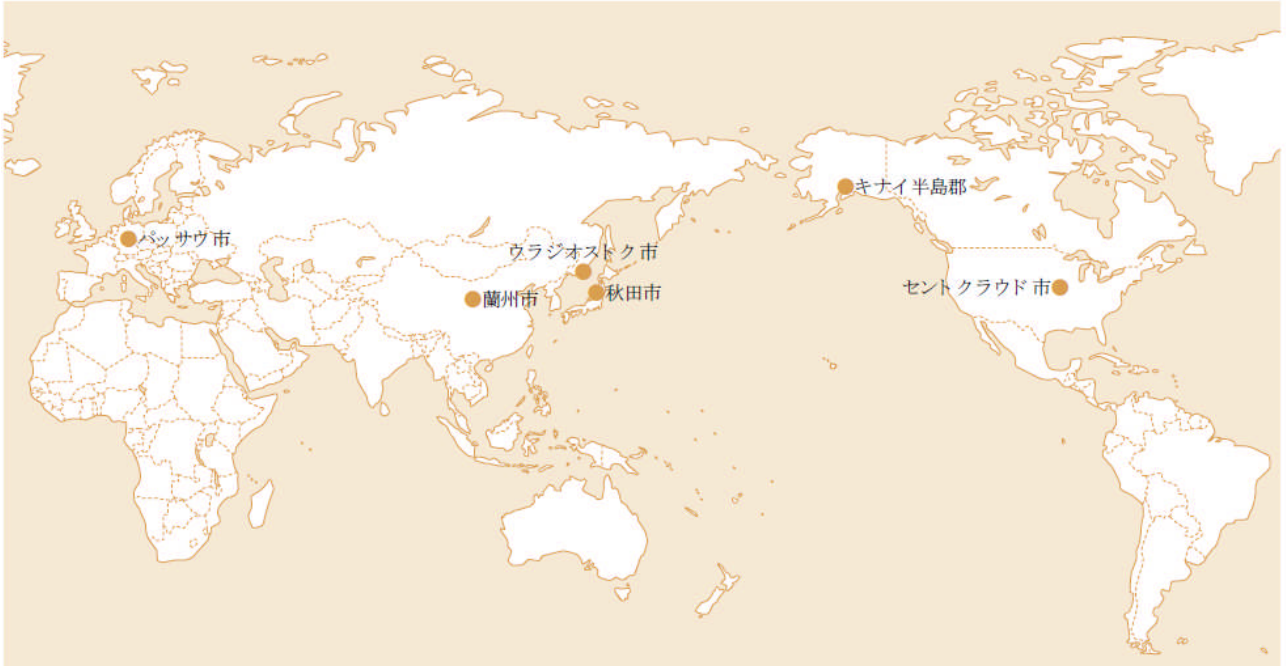
このプランに基づき、国際交流施策を展開することにより、第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」（平成23年3月策定）に定める基本理念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・暮らし」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

秋田市長 穂積 志



●秋田市の友好姉妹都市・交流合意都市



# 秋田市国際交流マスタープラン 目次

<b>■序 章 プラン策定の趣旨</b>	
1 プラン策定の経緯と趣旨	1
2 プランの位置づけと基本的性格	2
3 計画期間	2
4 構成	2
5 国際交流の現状と課題	3
<b>■第1章 基本理念</b>	1 1
秋田市国際交流マスタープラン施策体系図	1 3
<b>■第2章 基本方針と主要施策</b>	
<b>1 世界に広がるパートナーシップの推進</b>	
1 友好姉妹都市等との交流の推進	1 4
2 国際理解の促進	1 5
3 平和意識の醸成	1 6
<b>2 地域に根ざした多文化共生の推進</b>	
1 外国人住民も暮らしやすいまちづくり	1 7
2 多文化共生に向けた意識啓発	1 9
<b>3 市民との連携による国際交流の推進</b>	
1 市民が主体となった国際交流の推進	2 0
2 交流推進のネットワークづくり	2 1
<b>4 国際的な経済交流の推進</b>	
1 環日本海地域など海外との経済交流の促進	2 2
2 海外からの誘客の促進	2 3
<b>資 料 編</b>	2 4

# 序章 プラン策定の趣旨

## ■ 1 プラン策定の経緯と趣旨

秋田市の国際化施策は、平成5年3月に策定した「国際交流・平和施策基本指針」に基づき、友好姉妹都市等との親善交流によって都市間での相互理解と協調をはかり、世界の平和と繁栄に貢献することをめざしてきました。その後、本市を取り巻く環境の変化に対応し、平成13年7月に「秋田市国際化マスタープラン」を策定し、平成16年3月に改訂を行いました。

平成19年3月には「秋田市国際交流マスタープラン」を策定し、「世界に広がるパートナーシップの推進」、「地域に根ざした多文化共生の推進」、「市民との連携による国際交流の推進」、「国際的な経済交流の推進」の4つの基本理念のもとに取り組んできたところです。

平成23年3月に策定された第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」では、「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」を基本理念と定め、この基本理念を実現するために、5つの分野の将来都市像を掲げました。その1つ「人と文化をはぐくむ誇れるまち」において国際交流推進のための施策を、また、「豊かで活力に満ちたまち」において、貿易や観光などの経済分野の施策を盛り込んでいます。

これからわたしたちが取り組んでいく国際交流には、行政による友好親善や国際理解の推進だけでなく、市民と行政との連携を基調に、民間主体のさまざまな交流を促進し、人と文化をはぐくみ、海外との経済交流によって地域に活力をもたらすことが求められています。

そのため、県都『あきた』成長プランの策定を契機に、めざすべき将来都市像の実現に向け、「秋田市国際交流マスタープラン」を改訂しました。このプランは、これまでの国際交流の基本理念を継承しつつ、経済交流をはじめ関連する市の諸施策について、国際交流の観点から体系を整理し、基本的な考え方や施策のあり方を示すものです。

## ■ 2 プランの位置づけと基本的性格

本プランは、県都『あきた』成長プランに基づき、本市の国際交流分野における諸施策の方針を明らかにするための部門別計画です。

成長プランで定める「人と文化をはぐくむ誇れるまち」、「豊かで活力に満ちたまち」を実現するための本市をとりまく国際交流の現況を明らかにしたうえで、国際交流の進むべき長期的な方向を示すことにより、施策を実施するうえでの指針とするものです。

## ■ 3 計画期間

本プランの計画期間は、県都『あきた』成長プランの計画期間にあわせ、平成23年度から27年度までの5年間とします。

## ■ 4 構成

本プランは、本市の国際交流施策の基本的な考え方を示した「基本理念」と、基本理念を具現化するための施策の方針を示した「基本方針」からなります。

序章では、策定の趣旨や本市における国際交流の現状と課題などを記述しています。

第1章では、4つの基本理念を設定しています。

第2章では、基本方針を定め、それぞれの方針ごとに主要な施策を整理し、体系化をはかっています。

## ■ 5 国際交流の現状と課題

### (1) 国際化の進展

#### 【現 状】

近年、情報通信技術の進展や経済のグローバル化により、諸外国との人、モノ、情報の往来は、様々な分野で拡大しています。

日常生活においても、海外渡航が身近になり、輸入品が身の回りにあふれ、地域においても外国人と接する機会が増えるなど、国際化がごくあたりまえに感じられるようになりました。

本市のみならず国内の自治体では、昭和40年代頃から国際交流のきっかけとして姉妹都市提携が行われてきましたが、近年は、姉妹都市交流に限らず経済や文化など幅広い分野での市民や企業による多様な交流活動が行われています。

世界との結びつきが、市民に身近なものになっているなかで、進展する国際化の状況に対応した国際交流施策を進める必要性が増しています。

#### 【課 題】

市民が世界の多様な文化と出会う機会はますます高まることが予想され、世界に開かれたまちづくりを進めるため、世界の都市とのパートナーシップを築くとともに、市民の国際理解を促進し、国際意識や平和意識を高揚する取り組みを進める必要があります。

### (2) 友好姉妹都市交流の市民還元

#### 【現 状】

本市では、これまで友好姉妹都市である蘭州市(中華人民共和国甘粛省)、パッサウ市(ドイツ連邦共和国バイエルン州)、ウラジオストク市(ロシア連邦沿海地方)および交流合意都市であるキナイ半島郡(アメリカ合衆国アラスカ州)との間で、相互理解と協調を基本に、行政間の人的交流や、青少年、芸術文化、スポーツ、経済、技術協力といった各分野での交流事業を実施しながら、友好親善をはかってきました。

さらに、市町合併により、旧雄和町とセントクラウド市(アメリカ合衆国ミネソタ州)との姉妹都市関係を継承し、平成18年6月に姉妹都市の提携をしました。

#### 【課 題】

友好姉妹都市等との信頼関係に根ざした交流は、市民の国際理解を下支えするものであり、市民と市民による友好親善や相互理解をはかるうえで、意義あるものです。

このため、各都市の特性や地域性をいかした交流を計画的に進め、市民への交流機会の提供など、交流成果の市民還元をはかることにより、市民交流の裾野を広げる必要があります。



## ■蘭州市 友好都市提携：昭和57年(1982年) 8月5日

蘭州市との交流は、昭和55年の訪日団の本市訪問にはじまり、中日友好協会からの友好提携の勧誘、本市代表団の蘭州市訪問などを経て、提携の合意がなされ、57年8月、本市において友好都市の提携をしました。このとき、秋田県も甘粛省と友好提携しています。

蘭州市との間では、市民の親善訪問や動物の交換、開発支援など幅広い交流が行われてきました。現在は代表団が3年ごとに相互訪問して交流合意書を取り交わし、芸術文化などの専門家や医療研修員の受け入れなどを実施しています。



## ■パッサウ市 姉妹都市提携：昭和59年(1984年) 4月8日

パッサウ市との交流は、昭和51年の秋田市国際親善都市提携懇談会における姉妹都市候補地の検討、西ドイツ大使館からの紹介がきっかけとなりました。それまでも秋田日独協会による西ドイツとの交流が行われており、芸術文化分野を中心とした両市民の交流と機運の高まりを受け、59年4月、パッサウ市において姉妹都市の提携をしました。

パッサウ市との間では、訪問団の相互訪問や、コンサートの開催など優れた芸術文化に触れあう交流が続けられており、その積み重ねが両市民の友好と相互理解を深める土壌となっています。



## ■ウラジオストク市 姉妹都市提携：平成4年(1992年) 6月29日

ウラジオストク市との交流は、平成元年、秋田市議会議員と市職員の有志による野球用具の寄贈、本市訪ソ団のウラジオストク市訪問が交流の端緒となり、野球チームや友好交流団の相互派遣を経て、4年6月、ウラジオストク市において姉妹都市の提携をしました。

ウラジオストク市との間では、行政、芸術文化、スポーツ、青少年などの各分野で交流が行われてきました。近年は、ロシア経済の成長をふまえ、秋田港を活用した物流の促進など、経済交流の活発化が期待されています。



## ■セントクラウド市 姉妹都市提携：平成18年(2006年)6月28日

セントクラウド市との交流は、平成17年1月の市町合併により、旧雄和町の姉妹都市関係を受け継いで始まり、事務協議を経て、18年6月、セントクラウド市において、姉妹都市の提携をしました。

セントクラウド市との間では、セントクラウド州立大学と秋田大学、国際教養大学との大学間交流が主に行われています。



## ■キナイ半島郡 交流合意都市提携：平成4年(1992年)1月22日

キナイ半島郡との交流は、平成3年、アラスカ州政府在日事務所の紹介がきっかけとなり、水産資源を活用した経済交流など、相互に有益かつ興味のある分野で交流を進めることとして、4年1月、秋田市において交流合意都市の提携をしました。

キナイ半島郡との間では、教育、青少年分野の交流が行われてきました。現在は訪問団の相互訪問を通じ、両市民の相互理解をはかっています。



## ◆姉妹都市提携基準および都市間交流事業における費用負担の原則◆

本市では、平成5年3月に「国際交流・平和施策基本方針」を定め、姉妹都市の提携基準や友好姉妹都市等との交流に際しての費用負担の原則を明確化しました。この基準や原則は、秋田市国際化マスタープランにも引き継がれており、今後の都市間交流事業における原則的な考え方として、本プランにおいても継承するものです。

### 1 姉妹都市提携基準

本市の姉妹都市提携基準は、以下の6原則から成り立ちます。

#### (1) 両市行政の相互信頼と協調意思の明確化

交流の主人公は市民であり、その成果は市民に帰するものですが、相手の都市に対する責任は市行政当局に帰属します。提携にあたっては市行政当局相互の十分な信頼関係を構築し、両市市民が円滑に交流できる公的な土壌を明確に確保しておく必要があります。

#### (2) 両市議会の円満な合意

提携関係を承認する意味で、両市議会の賛同を得る必要があります。

#### (3) 交流促進要因の多方面での顕在化

交流促進要因とは、双方の都市における姉妹都市交流を目的とする市民団体などの存在や、芸術文化、学術、青少年、スポーツ、経済などの各分野における積極的な参加意思の存在を指します。提携にあたっては、交流を促進していく各方面の気運の高まりを見極める必要があります。

#### (4) 交流阻害要因の少なさ

交流阻害要因とは、極端な治安の悪さ、非民主的な政治体制や内戦状態、基本的人権に対する認識の相違、言語意思疎通の極度の困難さなどの存在を指します。

#### (5) 交流成果の公平、公正な還元の見通し

各分野で市民が自由に参加できることや、特定の交流主体のみに交流が独占されることのないよう、また、交流の成果が偏ることなく市民にもたらされる、開かれた提携関係が見通される必要があります。

#### (6) 許容財政負担内での運営の見通し

交流事業が極端に過大な財政負担となることは、提携関係の継続性を確保する観点から、避けなければなりません。許容財政負担とは、予算審議において市議会の議決を得た範囲内の財政負担を指します。

## 2 都市間交流事業における費用負担の原則

### (1) 受入費用負担原則

#### ① 友好姉妹都市

蘭州市との間では、協議記録に基づく交流事業について、開催地側が一切の滞在費用を負担するとの合意がなされました。(受入者負担の原則)

なお、協議記録に基づかない任意の訪問に係る費用は訪問者の負担とすることとしています。

パッサウ市との間では、滞在費の一切は、それぞれ訪問者側の負担とする合意が成立しています。(訪問者負担の原則)

ウラジオストク市との間では、蘭州市と同じく、受入者負担の原則を採用していますが、ロシアの経済状況が安定するまでの当面の間、ロシアでの滞在費用の一部を秋田市側が負担する場合があります。

セントクラウド市との間では、訪問者負担の原則により、本市代表団を派遣しており、今後実施される個別の交流事業についても、訪問者負担を前提としています。

#### ② 交流合意都市

キナイ半島郡との間では、訪問者負担の原則が合意されています。

#### ③ 一般交流都市

それぞれの交流形態や事業の内容に応じて、そのつど検討します。

### (2) 交流事業としての承認

都市間交流における市民の自発的な企画や参加は、交流促進の見地から大いに歓迎されるべきものです。ただし、それらが交流事業として公的に成立するためには、また、本市の費用負担や便宜供与などをとまなうときは、双方の市の承認を得る必要があります。

具体的には、個々の交流事業についての両市長間の連絡や親書の携行、訪問目的、滞在期間、費用負担の確認などが事前に了解されなければなりません。やむを得ず、事後に説明・報告がなされる場合にも、速やかな情報伝達が行われるべきです。

市民交流の輪が広がることは本市の願いであります。本市は、交流事業に関する友好姉妹都市等への責任を有するとともに、健全な信頼関係の維持につとめる義務を負うものであり、両市が承認しないままに行われた行為あるいは費用負担原則などに反して発生した債務等について、責任を負うことができません。

### (3) 多文化共生の環境づくり

#### 【現 状】

全国的に外国人登録者数が増加するなか、本市の登録者数も53カ国、1,237人(平成22年3月末現在)にのぼり、10年前と比べ約2割増加しています。

首都圏や中部圏の工業都市などでは、1980年代以降に来日して定住した南米日系人を中心とする外国人住民が増加しており、これにともなう地域課題も顕在化しています。このため、総務省では、平成18年3月、自治体における施策推進のガイドラインとして、従前からの外国人住民支援施策に加え、地域住民との相互理解促進などを盛り込んだ、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市においても、外国人住民の増加や多国籍化、在住年数の経過などにより、今後、外国人住民を取り巻く課題が複雑化、高度化することが予想されます。

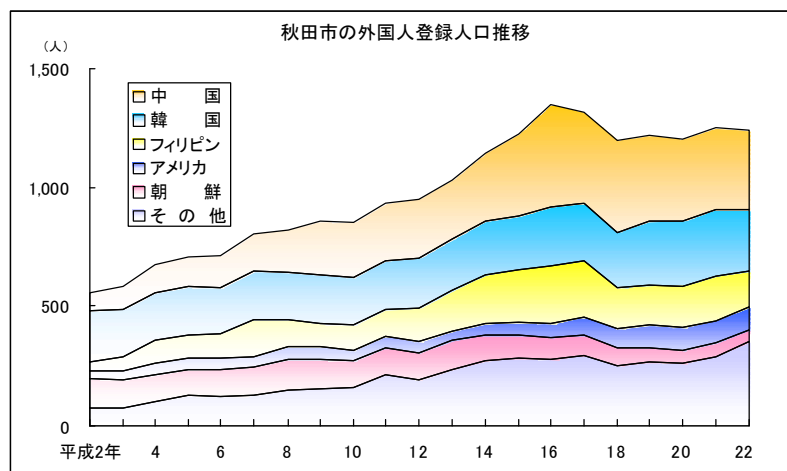
一方で、国においては、日本の社会的慣習のもと、多様な文化や知識を持つ人々が、地域の構成員として、互いを認め、知恵を出し合い、心豊かな地域社会を創造していく、多文化共生のまちづくりが展望されています。

本市における多文化共生の取り組みでは、留学生の増加傾向に対応し、行政や大学などによる秋田地域留学生等交流推進会議<sup>注1</sup>が組織されるなど、留学生と地域住民との交流活動を促進する環境づくりが整いつつあります。

#### 【課 題】

外国人住民が、日本の生活慣習に適応し、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができるようコミュニケーション面での支援体制や総合的な相談体制の充実などに取り組む必要があります。

また、市民と外国人住民との相互理解を一層促進し、共生意識の醸成がはかれるよう、交流機会を拡大することが求められます。



#### 注1)秋田地域留学生等交流推進会議

秋田県内における留学生等の受入促進および交流活動の推進を図るため、地域の大学や国、地方公共団体、その他関係機関等が組織する会議。(事務局は秋田大学)

#### (4) 市民との連携の必要性

##### 【現 状】

秋田県内で国際交流に携わる市民団体は、平成16年度から17年度にかけての市町村合併による統合、減少ののち、一時は増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいの状態となっています。

市内では、企業による海外との貿易を含め、経済や文化など、幅広い分野で市民や企業による多様な交流活動が行われていますが、行政は、財政面や人員面で限られたなかでの運営を迫られており、行政の役割は、交流事業の企画運営から、市民の主体的な活動を支援、促進することへと変わりつつあります。18年4月には、本市の友好姉妹都市等とゆかりのある市民が中心となって秋田市姉妹都市フォーラムが設立され、国際交流の推進と市民の異文化理解促進をめざし、行政との連携によるさまざまな事業に取り組んでいます。

##### 【課 題】

市民による多様な交流が、地域をより豊かにする普遍的な活動として根付くよう、行政と市民が互いの役割を認識しあいながら、多くの市民が交流成果を実感できる取り組みを推進することが求められており、行政と市民、市民団体を結びつける交流の担い手育成や、交流の受け皿づくりなどを進める必要があります。



姉妹都市フォーラム総会

## (5) 経済交流促進への対応

### 【現 状】

貿易分野では、平成19年まで順調に伸びていた輸出入総額が、平成20年後半からの世界的な経済不況等の影響により、平成21年実績ではピーク時の半分以下の水準にまで落ち込んでいる状況です。今後は、環日本海地域の貿易の促進により、輸出入総額は徐々に回復することが予想されるものの、物価の低い海外からの輸入に依存する状況を解消する輸出の伸びは期待できず、輸入超過の状況が続くことが想定されます。

観光分野では、秋田ソウル国際定期航空便を利用した韓国からの観光客が増加傾向にあります。

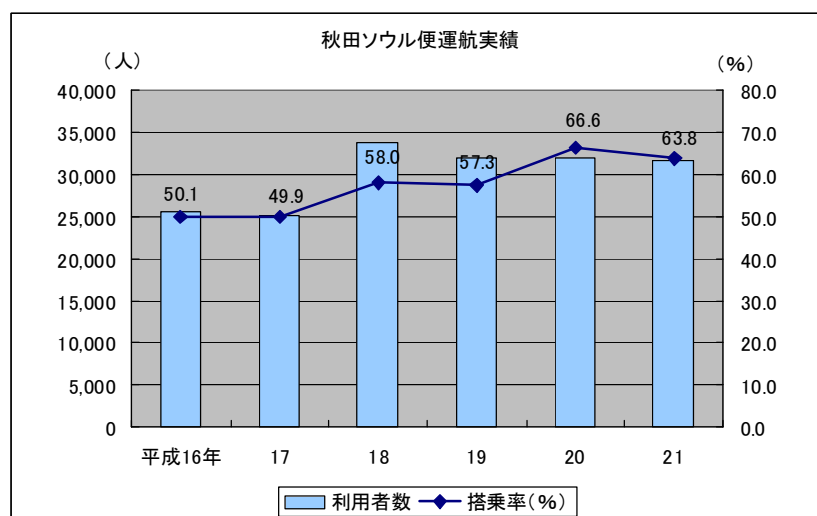
国では、平成15年から「ビジット・ジャパン・キャンペーン」<sup>注2</sup>を展開し、官民一体となった外国人観光客の誘客につとめており、本市においても、地域経済活性化の観点とあわせて、外国人観光客の誘客促進をはかっています。

環日本海地域をはじめとする海外の都市、人々との経済分野での結びつきは、経済のグローバル化の進展とともに、今後一層強まることが展望されています。

### 【課 題】

貿易については、市内企業の貿易参入や新たな定期コンテナ航路の誘致などにより、さらなる拡大をはかりつつ、物流の活発化に対応した、秋田港の物流拠点としての機能を強化する必要があります。

観光については、秋田ソウル国際定期航空便の一層の利用促進をはかるとともに、海外に向けた情報発信や多様な観光商品の開発、外国人観光客向けの受入体制の整備などを進める必要があります。



#### 注2)ビジット・ジャパン・キャンペーン

国土交通省において、外国人旅行者訪日を促進する政策の一環として行われている活動。平成15年4月1日に実施本部事務局が開設され、2013年までに1,500万人の訪日外国人誘致の実現をめざしている。

# 第1章 基本理念

## 基本理念 1

### 世界に広がるパートナーシップの推進

交通手段や情報網の発達、外国人住民の増加など、本市を取り巻く国際化の状況が進展していくなかで、市民一人ひとりが、国際的視野を広げ、諸外国の文化や国民性に理解を深め、互いに尊重しあう意識を持った国際感覚を身につけていくことが望まれます。

また、地域発展の役割を担う行政として、世界の都市との相互信頼に根ざした交流を基本に、互いを尊重しながら地域社会の発展に寄与しあえるパートナーシップを構築していくことが求められます。

このため、市民が国際意識や平和意識を高め、国際化の進展に対応した活力ある地域社会となるよう、友好姉妹都市等との交流を推進するとともに、交流成果の市民還元により、国際的な視野を持った人材の育成と世界に広がるパートナーシップの構築をはかります。

## 基本理念 2

### 地域に根ざした多文化共生の推進

外国人住民の増加や多国籍化の傾向により、地域において市民が異なる文化や習慣を持つ人々と日常的に交流する機会が拡大しているとともに、外国人住民が日本の生活習慣に適応し、地域の一員としていきいきと暮らすことができる環境を整える必要があります。

このため、多様な背景を持つ住民が、相互理解を深めながら、それぞれの良さや特長をいかし、地域に根ざした文化をはぐくんでいく、多文化共生の地域社会となるよう、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成をはかります。



### 基本理念 3

## 市民との連携による国際交流の推進

海外の情報や文化に身近に接することができ、市民や企業による交流の拡大や交流分野の多様化が見られるなかで、地域における国際交流は、行政主導から市民主体、または行政と市民との連携に変わりつつあります。

今後、市民主体の国際交流や多文化共生の地域づくりを進める必要があり、市民の自発的な活動を支援、促進することが求められます。

このため、地域における市民交流が普遍的な活動となるとともに、地域の共生環境づくりが効果的に促進されるよう、行政や大学、市民団体、関係機関などの連携強化をはかり、交流の担い手育成や市民参加の受け皿づくりを進めることにより、市民主体の国際交流を推進します。

### 基本理念 4

## 国際的な経済交流の推進

経済のグローバル化が進み、民間の経済活動において、国境を越えた相互補完、相互依存関係が強くなっています。

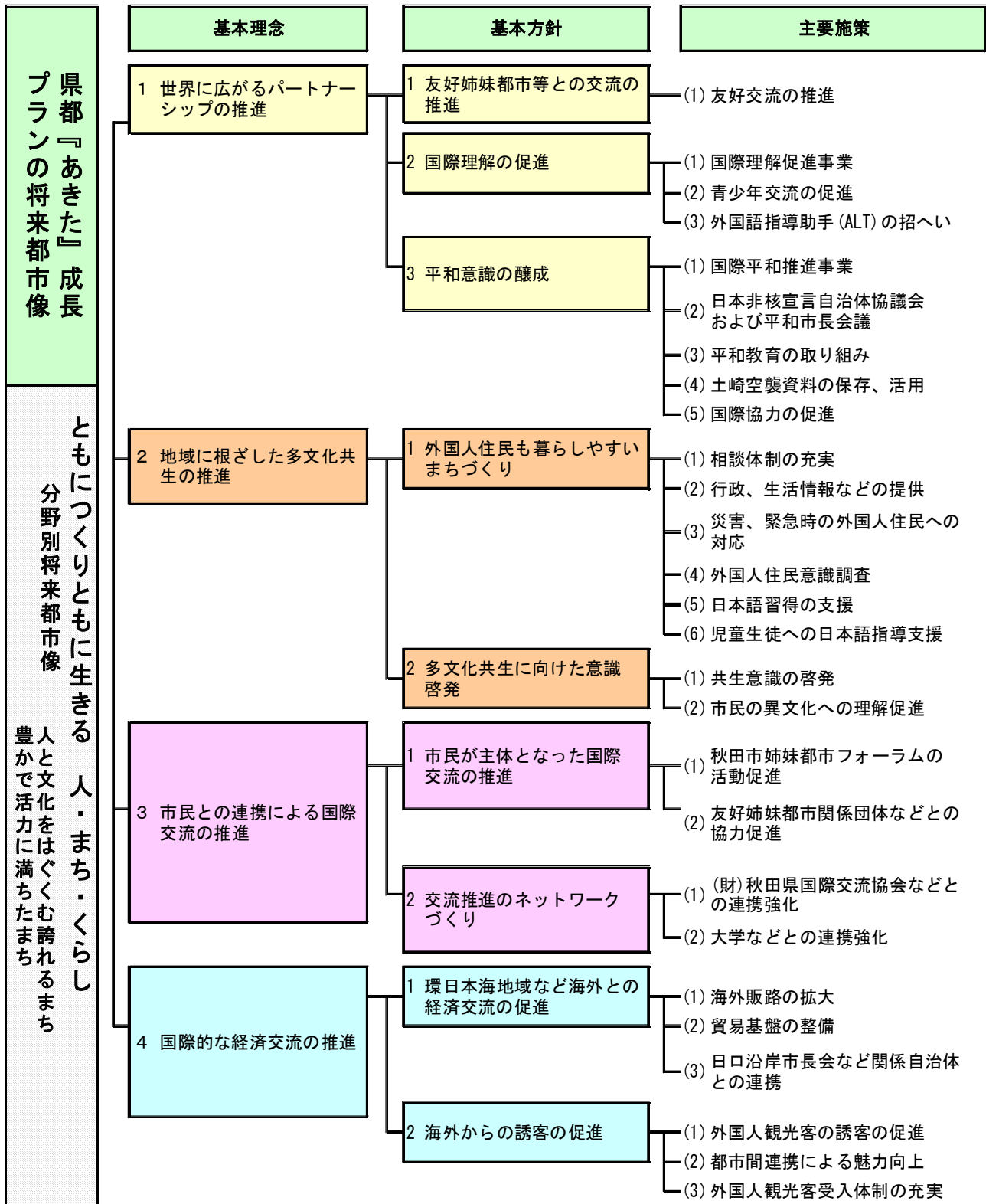
本市においても、秋田港の外貿定期コンテナ航路<sup>注3)</sup>や秋田ソウル国際定期航空便を活用した貿易、外国人観光客の受け入れが進んでおり、今後、ロシア沿海地方との定期コンテナ航路の開設など、環日本海地域を中心とした海外との経済交流が、さらに発展することが期待されています。

このため、海外との交流による地域経済の活性化がはかれるよう、市内企業の海外販路拡大や貿易基盤の整備、外国人観光客の誘客促進、受入体制の整備などにより、国際的な経済交流を進めます。

#### 注3)外貿定期コンテナ航路

外国との貨物輸送のため、コンテナ船を使用して定期的に運航される航路。

# 秋田市国際交流マスタープラン施策体系図



## 第2章 基本方針と主要施策

### 基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進

#### 基本方針

#### 1 友好姉妹都市等との交流の推進

友好姉妹都市等と培ってきた信頼関係のもと、芸術文化、スポーツ、行政・経済分野などにおいて、市民間の交流機会の拡大と友好親善の発展をはかりながら、各都市の特性、地域性をいかした交流を推進します。

#### 主要施策

##### (1) 友好交流の推進

友好姉妹都市等と培ってきた信頼関係や人的つながりを土壌として、各都市の特性や地域性をふまえた交流事業を計画的に実施するとともに、芸術文化の専門家を招へいた市民講座の開催のほか、ホームステイの受け入れ、交流情報の発信など、市民が多様な文化に理解を深める機会を提供します。

また、友好姉妹都市等と交流する市民団体、(財)秋田市体育協会、(社)秋田市文化団体連盟などとの協調、連携のもと、芸術文化やスポーツを通じた交流を促進するなど、交流成果の市民還元をはかります。

さらに、友好姉妹都市等と互いに行政制度上の優れた点を学びあい、各種施策への反映を通じた市民還元をはかります。

各都市と連携しながら医療技術の交流などを進めます。また、市民交流の窓口としても行政間の交流を続けていきます。

##### ■蘭州市

3年ごとに交流内容について協議し、合意書を取り交わします。また、5年ごとに両市が交互に訪問団を派遣し、記念行事を開催します。

##### ■パッサウ市

5年ごとに両市が交互に訪問団を派遣し、記念行事を開催します。市民間の交流がさらに成熟していくよう、市民交流団の訪問なども検討します。

##### ■ウラジオストク市

ロシアの経済成長をふまえ、秋田港の活用などによる経済分野での交流促進をはかります。

##### ■セントクラウド市

秋田大学や国際教養大学がセントクラウド州立大学と行っている大学間交流を活用し、市民と留学生との交流や行政分野での交流をはかります。

##### ■キナイ半島郡

同郡代表市長や交流団体などと意見交換を行うなど、両市の相互理解を深めます。

## 基本方針

### 2 国際理解の促進

市民が主体となった多様な交流を進めることにより、市民の国際理解を促進します。

#### 主要施策

##### (1) 国際理解促進事業

友好姉妹都市等との様々な交流などにより、市民が異文化理解や国際感覚をはくぐむ機会を充実します。

秋田県や(財)秋田県国際交流協会<sup>注1</sup>などが行う海外派遣事業のほか、外国人住民との交流事業への参画や協力などを通じ、市民が国際理解を深める機会の拡大をはかります。

##### (2) 青少年交流の促進

友好姉妹都市等との交流において、文化活動、スポーツなどを通じ、青少年が相互理解を深め、国際感覚を養う機会の提供につとめます。

国際交流に関係する団体が行う多様な青少年交流事業についても、情報の収集や提供など、側面的な支援により、青少年の交流機会の拡大をはかります。

##### (3) 外国語指導助手(A L T)の招へい

すべての市立中学校、高等学校に、外国語指導助手(A L T)を派遣し、日本人英語教師とのチームティーチングで英語科の指導を行うことにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上につとめます。



文化交流講師（蘭州牛肉麵）の講習会



蘭州市青少年交流団との交流

#### 注1)(財)秋田県国際交流協会

秋田県内の国際交流を総合的に進めるための中核的機関として、秋田県および県内全市町村の出えんのもと、平成3年に設立された公益法人。国際交流活動の企画・支援、交流の担い手育成のほか、外国人相談窓口の開設や多言語による生活情報誌の発行など、外国人住民への各種支援を行っている。

## 基本方針

### 3 平和意識の醸成

秋田市議会の「非核平和都市宣言に関する決議」（昭和59年12月）を尊重し、「国際親善・核なき平和」の標語のもと、世界の都市との友好親善を進め、恒久平和への願いを次世代に継承していくため、市民の平和意識の醸成をはかります。

#### 主要施策

##### (1) 国際平和推進事業

市民の平和意識を高揚するため、原爆展の開催、青少年の平和理解促進をはかる「平和の朗読会」などの体験型事業や、平和メッセージの発表などによる広報、啓発活動を進めます。

##### (2) 日本非核宣言自治体協議会<sup>注2</sup>および平和市長会議<sup>注3</sup>

日本非核宣言自治体協議会および平和市長会議の活動を通じ、核兵器の廃絶、恒久平和の実現を広く世界に呼びかけます。

##### (3) 平和教育の取り組み

平和の尊さや平和な国際社会を創造することの重要性について、児童生徒が理解を深めるよう副読本「わたしたちの秋田市」において土崎空襲を取り上げるなど、社会科や道徳の時間等を通じて平和教育を推進します。

##### (4) 土崎空襲資料の保存、活用

北部市民サービスセンターなどを活用した資料の保存、展示について、地域の意向をふまえながら方向性を検討します。

##### (5) 国際協力の促進

秋田県や独立行政法人国際協力機構（JICA）<sup>注4</sup>などが行う、開発途上国への国際協力活動について、市民の理解、参加が促進されるよう、技術研修生の受け入れへの協力、情報の収集提供などを行います。

#### 注2) 日本非核宣言自治体協議会

非核都市宣言を行った国内の自治体により、昭和59年8月に設立された協力組織。全国224自治体が加入（平成19年1月1日現在）。本市では、昭和59年12月に秋田市議会が行った「非核平和都市宣言に関する決議」を尊重し、平成13年4月に同協議会に加入した。同協議会では、全国の自治体への非核宣言の呼びかけや、非核宣言実現のための要請活動、全国大会、研修会、巡回原爆展の開催などの事業を行っている。

#### 注3) 平和市長会議

昭和57年の第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、賛同する世界各国の都市で構成された団体。現在、世界150カ国・地域4,467都市が加盟（平成23年1月1日現在）。本市は、平成21年6月に加盟した。同会議では核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、世界恒久平和の実現に寄与することを目的に様々な活動を行っている。

#### 注4) 独立行政法人国際協力機構（JICA）

経済や産業、技術などの発展が進んでいない開発途上国の社会、経済の開発を支援する政府開発援助（ODA）の実施機関として、平成15年に設立された独立行政法人。前身は国際協力事業団（昭和49年設立）。政府開発援助（ODA）とは、日本国政府が開発途上国に対し提供する資金や技術援助のことをいう。

## 基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進

### 基本方針

#### ■ 1 外国人住民も暮らしやすいまちづくり

関係機関との連携により、外国人住民からの多様な相談に対応できる体制の充実をはかるとともに、生活に必要な情報を、英語や中国語などの多様な言語による冊子やホームページで提供します。

また、日本語に慣れない外国人住民をサポートするため、外国人住民がコミュニケーション能力を向上させる環境づくりを進めます。

### 主要施策

#### (1) 相談体制の充実

外国人住民が、日本の生活習慣のもと、暮らしやすい日常生活を送ることができるよう、日本語に慣れない外国人住民から寄せられる多様な相談に対応できる体制を充実します。

##### ①相談窓口の充実

行政サービスのみならず生活上の困りごとなど多様な相談に応えられるよう、(財)秋田県国際交流協会をはじめ関係機関などとの連携をはかり、相談機能の充実につとめます。

##### ②市役所内の連携体制の充実

市内の外国語に堪能な職員が連携・協力しながら、日本語に慣れない外国人住民にもきめ細かい対応につとめます。

#### (2) 行政、生活情報などの提供

日本語に慣れない外国人でも過ごしやすい環境を整えるため、多様な言語による行政、生活、観光などの情報提供を進めます。

##### ①多言語による生活ガイドブックの提供

(財)秋田県国際交流協会など関係機関との連携により、行政サービスや防災、医療、生活情報などを案内した多言語情報冊子を提供します。

##### ②秋田市ホームページの多言語表記

現在、5カ国語（英語、中国語、韓国語、ドイツ語、ロシア語）により本市の概要などを紹介している秋田市ホームページについて、内容の充実を検討します。

秋田市ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

### ③公共施設案内などの多言語表記

市の施設における多言語での案内表記のあり方について検討を進めます。

外国人にも日本人にも分かりやすい道路案内標識や外国語表記の観光案内標識などの整備を継続的に進めます。

### ④外国語図書の充実

市立図書館での外国語図書の整備、利用拡大につとめます。

## (3) 災害、緊急時の外国人住民への対応

災害時、緊急時に外国人住民に迅速な対応がはかれるよう、防災や医療に関する情報提供、地域における防災体制の整備について、関係機関等との連携を進めます。

地域における救援体制を整えるため、避難場所誘導標識などの多言語表記、災害時対処用パンフレットの配布、119番受信時の外国語対応体制の整備について検討を進めます。

## (4) 外国人住民意識調査

外国人住民の日常生活上の困りごとや行政に対するニーズなどを機会をとらえて把握し、多文化共生施策への活用をはかります。

## (5) 日本語習得の支援

秋田市日本語教室を開催し、外国人住民の日本語習得を促進します。

## (6) 児童生徒への日本語指導支援

国籍を問わず、日本語の理解が十分でないため、授業の内容を理解することが困難な児童生徒に対し、日本語指導のサポーターを派遣します。



秋田市総合防災訓練

(外国人住民を対象とした訓練の様子)



秋田市日本語教室

## 基本方針

### ■ 2 多文化共生に向けた意識啓発

文化や習慣の異なる住民が、互いに理解を深め、地域に根ざした多文化共生の環境づくりを進めるため、市民の意識啓発につとめます。

#### 主要施策

##### (1) 共生意識の啓発

市民と外国人との交流事業への参画、支援、情報発信を行うなど、交流機会の拡大をはかり、多文化共生意識の啓発につとめます。

##### (2) 市民の異文化への理解促進

市民団体や大学による体験講座、交流行事などへの市民の参加を促進し、他国の文化や習慣への理解促進をはかります。



秋田・パッサウ姉妹都市交流事業  
パイプオルガンとトランペットの演奏会



トランペット演奏者と高校生の交流



## 基本理念3 市民との連携による国際交流の推進

### 基本方針

#### ■ 1 市民が主体となった国際交流の推進

友好姉妹都市等との交流成果を市民還元し、市民参加の機会拡大をはかるため、秋田市姉妹都市フォーラムや友好姉妹都市等と交流する市民団体<sup>注5</sup>などとの連携を進め、市民による提案型の姉妹都市交流活動を検討します。

また、市民参加の国際交流の受け皿となるよう、秋田市姉妹都市フォーラムの支援をはかります。

### 主要施策

#### (1) 秋田市姉妹都市フォーラムの活動促進

国際交流分野において、市民と行政、市民団体などを結びつける受け皿となり、市民参加の機会拡大や交流の担い手育成が促進されるよう、秋田市姉妹都市フォーラムの多様な活動を支援し、市民による提案型の交流活動などに取り組みます。

#### (2) 友好姉妹都市関係団体などとの協力促進

友好姉妹都市等と交流する市民団体のノウハウを活用しながら、より裾野の広い交流を推進するため、各団体との情報の共有をはかるとともに、秋田市姉妹都市フォーラムを介した各団体間の連携体制づくりを進めます。

これら友好姉妹都市関係団体に限らず、市民団体などによる多様な交流活動についても、情報の収集提供など、側面的な支援につとめます。



秋田国際フェスティバル

注5) 友好姉妹都市等と交流する市民団体 (資料編 P47参照)

友好姉妹都市提携を契機に結成されたり、各都市の市民と交流活動を行ったりしている市民団体で、秋田市姉妹都市フォーラムの顧問団体である秋田蘭州会、秋田日独協会、秋田ウラジオ会、雄和国際交流協会、秋田国際交流友の会、秋田アラスカキーナイ会などをいう。

## 基本方針

### ■2 交流推進のネットワークづくり

市民主体の国際交流や多文化共生の環境づくりを進めるため、秋田県や(財)秋田県国際交流協会などとの連携により、地域における交流推進のネットワーク化をはかります。

#### 主要施策

##### (1) (財)秋田県国際交流協会などとの連携強化

秋田県や(財)秋田県国際交流協会との連携を一層強化し、外国人住民の相談体制の充実や地域における国際交流の担い手育成、青少年の国際理解促進など、総合的な国際交流施策の充実をはかります。

##### (2) 大学などとの連携強化

市内の大学や秋田地域留学生等交流推進会議との連携により、地域住民と留学生との交流機会を拡充するなど、地域における国際交流を進めます。

## 基本理念4 国際的な経済交流の推進

### 基本方針

#### ■ 1 環日本海地域など海外との経済交流の促進

市内企業による貿易の参入・拡大と輸出促進をはかるため、海外への販路拡大を支援するとともに、貿易に関する普及、啓発を行います。

物流機能の結節点として本市の地理的特性が一層高まるよう、秋田港や秋田空港など広域交通網の基盤整備を促進し、ネットワーク化と利便性の向上をはかります。

### 主要施策

#### (1) 海外販路の拡大

(社)秋田県貿易促進協会<sup>注6</sup>と連携しながら、本市特産品などの海外市場への販路拡大をはかるため、現地での商談会、展示会の開催や、海外からのバイヤー<sup>注7</sup>招へいなどにより、市内企業と海外企業との商談機会を創出します。

#### (2) 貿易基盤の整備

貿易の利便性を高め、経済交流を拡大していくため、ロシア極東との定期コンテナ航路などの誘致を進めるとともに、秋田ソウル国際定期航空便による貨物利用の促進にもつとめ、貿易基盤の整備をはかります。

#### (3) 日ロ沿岸市長会<sup>注8</sup>など関係自治体との連携

ウラジオストク市との姉妹都市である新潟市や函館市、および日ロ沿岸市長会など国際的な自治体間協力組織との連携により、効率的、効果的な交流事業の展開をめざします。

#### 注6) (社)秋田県貿易促進協会

県内企業の海外取り引きを支援するために平成16年度に設立された社団法人。県内約200社が会員となっており、県、市などの事業支援を得ながら、海外経済ミッションの派遣、海外企業と会員企業間の取り引きを促進している。

#### 注7) バイヤー

商社や百貨店などの仕入れ係、買い手をいう。

#### 注8) 日ロ沿岸市長会

日本海沿岸の都市によって昭和45年に結成された組織。平成23年1月現在、18市が加入し、代表幹事は新潟市長。ロシア側の18市によるロ日極東シベリア友好協会と定期的に日ロ沿岸市長会議を開催している。

## 基本方針

### ■ 2 海外からの誘客の促進

本市への外国人観光客の誘客を進めるため、国際定期航空便の活用や新たな観光需要の創出をはかるほか、観光情報のPRや受入体制の整備、県内観光地と連携した観光ルートの形成などを進めます。

#### 主要施策

##### (1) 外国人観光客の誘客の促進

秋田ソウル国際定期航空便の利用促進や新たな観光需要の創出により、外国人観光客の誘客を進めます。

また、国の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連動し、海外から観光エージェントやマスコミを本市に招へいするなど、PR活動を進めます。

##### (2) 都市間連携による魅力向上

外国人観光客の市内滞在を促進するため、男鹿や角館など県内観光地と連携した魅力的な観光ルートの形成をはかります。

また、秋田県との協働プロジェクトなどによる観光振興を進めます。

##### (3) 外国人観光客受入体制の充実

外国人観光客の利便性を高めるため、観光パンフレットやホームページなど情報提供を充実させるとともに、観光案内標識の整備や通訳ガイドの養成、研修会の実施などにより、受入体制の整備を進めます。

